

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号

0066

平成31年度行政事業レビューシート (警察庁)

事業名	国外犯罪被害者等			担当部局	長官官房			作成責任者				
事業開始年度	平成29年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	給与厚生課			給与厚生課長 青山 彩子				
会計区分	一般会計											
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律第3条			関係する計画、通知等	第3次犯罪被害者等基本計画							
主要政策・施策	犯罪被害者等施策			主要経費	その他の事項経費							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3程度以内)	日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害者等給付金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害者等障害見舞金を支給する。											
事業概要 (5程度以内。別添可)	日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族(日本国籍を有する方または日本に住所がある方に限る。)に国外犯罪被害者等給付金を、障害(労働者災害補償保険制度における障害等級第1級に相当)が残った被害者本人(日本国籍を有する方に限り、国外に永住する方を除く。)に国外犯罪被害者等障害見舞金を支給する。											
実施方法	直接実施											
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	28年度	-	29年度	39	30年度	39	31年度	39	32年度要求	21
		補正予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	0	39	39	39	39	21				
	執行額	-	7	12	-	-	-					
	執行率(%)	-	18%	31%	-	-	-					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	#DIV/0!	18%	31%	-	-	-						
平成31-32年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由								
	犯罪被害給付金(国外犯罪被害者等)	37	19	執行状況等反映による減額								
	諸謝金	2	2									
	計	39	21									
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	/	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度			
				-	-	-	-	-	-			
				成果実績	-	-	-	-	-			
				目標値	-	-	-	-	-			
達成度	%	-	-	-	-	-						
根拠として用いた統計・データ名 (出典)												
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由				定量的な成果目標と28~30年度の達成状況・実績							
	成果目標である年度ごとの国外犯罪被害者等給付金の支給件数は、支給対象事件の発生件数及び申請件数等の増減の影響を受けるが、これらは制御困難な要素であり、定量的な目標は設定できない。				支給対象事件に係る申請に対して、適切に国外犯罪被害者等給付金を支給している。							
	代替目標	代替指標	/	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度			
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	国外犯罪被害者等給付金の支給(法律に定める要件に合致する国外犯罪被害者等に対して、法律に定める額を支給)	国外犯罪被害者等給付金の支給件数	実績	件	-	5	12	-	-			
				目標値	-	-	-	-	-			
				達成度	%	-	-	-	-	-		

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	活動実績								件
	国外犯罪被害弔慰金等の支給件数		当初見込み	-	-	-	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	X(国外犯罪被害弔慰金)÷Y(支給件数)						単位当たりコスト 百万円	-	1.2
			計算式	百万円/件	-	6百万円/5件	11.9百万円/12件	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	X(国外犯罪被害障害見舞金)÷Y(支給件数)						単位当たりコスト 百万円	-	-
			計算式	百万円/件	-	-	-	-	
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	6 犯罪被害者等の支援の充実							
	施策	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実							
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標年度 年度
		実績値							
		目標値		-	-	-	-	-	
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		支給対象事件に係る申請に対し、適切に国外犯罪被害弔慰金等を支給する	海外における故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにも関わらず、加害者からの損害賠償を得られず、他の公的救済も受けられない国外犯罪被害者等に国外犯罪被害弔慰金等を遅滞なく支給する。	-	弔慰金等の裁定に要する期間を可能な限り短縮し、国外犯罪被害者等に1日も早く弔慰金等が支給されるよう努める。 施策の進捗状況(実績) 裁定に要する期間に目標を設け、達成できた。				
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	国外犯罪被害者等の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるようにすることが本事業の成果であるところ、国外犯罪被害弔慰金等の支給の迅速さは、本成果を図るうえで重要な要素である。								
	取組事項	分野:	-						
(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度	
	成果実績								-
	目標値		-	-	-	-	-		
	達成度		%	-	-	-	-		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度	
	成果実績								-
	目標値		-	-	-	-	-		
	達成度		%	-	-	-	-		
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	当事業は、日本国外において行われた故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害弔慰金を支給し、弔慰等を示すものであり、国民や社会のニーズを的確に対応している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条により、国が支給することと定めており、地方自治体、民間等に委ねることはできない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	国外犯罪被害者等に国外犯罪被害弔慰金等を支給し、弔慰等を示すために必要かつ適切な事業であり、優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	国外犯罪被害者等の申請に基づき、都道府県公安委員会による裁定を経た後に支出しており、支出先の選定は妥当である。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	法律の規定により、国外犯罪被害弔慰金と国外犯罪被害障害見舞金の額を定めており、真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	本事業は、日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対して、法令に基づき国外犯罪被害弔慰金等を支給し弔慰等を示すものであり、必要不可欠な事業である。	
	改善の方向性	今後も法令に基づき、引き続き適切に実施していく必要がある。 なお、国外犯罪被害弔慰金等の額は法令にその支給額が定められており、今後とも適正な予算執行に努める。	
外部有識者の所見			
点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	引き続き、適切かつ効率的な事業実施に努めること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
現状通り	令和元年度執行額等を踏まえ、令和2年度概算要求額の算出を行った。		
備考			

